

教養教育の実施に関する申し合わせ事項

(平成19年1月22日教務委員会決定)

一部改正:平成24年 2月20日

一部改正:平成27年 1月19日

一部改正:令和 3年 2月15日

1 教養教育に係る既修得単位の認定に関する事項

- (1) 教養教育授業科目の既修得単位の認定は、入学前に他大学等で履修し単位を修得した授業科目等で、当該年度に開講している教養教育の授業科目(次年度に開講する教養モジュールⅡ科目の授業科目を含む。)に対応するものについて認定する。
ただし、経済学部夜間主コースにあつては、夜間主コース対象に開設されている教養教育の授業科目に対応するものについて認定する。
- (2) 新入生に対する既修得単位の申請説明会は、教養教育に関するオリエンテーション終了後に教養教育実施専門部会の責任において実施する。なお、教養モジュールⅡ科目の授業科目に係る既修得単位の申請説明会を別途開催することがある。
- (3) 既修得単位の認定の申請は、教養教育事務室において申請書類等を取りまとめ、当該申請科目を担当する授業担当教員の審査結果に基づき、教養教育実施専門部会長が認定する。
- (4) 教養教育実施専門部会長は、申請者に単位認定書を交付するとともに、所属の学部長に認定結果を通知する。

2 教養教育に係る科目等履修生の受入審査等に関する事項

- (1) 教養教育に係る科目等履修生の受入審査は、教養教育実施専門部会が行う。
- (2) 教養教育に係る科目等履修生に関する事務は、教養教育事務室で行う。

3 教養教育の定期試験時における監督補助者に関する事項

- (1) 監督補助者を必要とする授業担当教員は、原則として各自の責任において監督補助者を確保するものとする。
- (2) 監督補助者を確保できない授業担当教員は、「試験実施方法等調査」提出の際にその旨を教養教育実施専門部会長に回答する。
- (3) 教養教育実施専門部会長は、監督補助者を確保できない授業科目について、監督補助者を選任し、依頼する。
- (4) 教養教育実施専門部会長は、監督補助者に対して、試験監督の詳細を通知する。

4 新入生オリエンテーションの実施に関する事項

- (1) 教養教育オリエンテーションは、新入生が教養教育と専門教育の相違点を理解しやすくするために、学部オリエンテーションと区分して別日程で行うことを原則とする。
- (2) 教養教育オリエンテーションは、教養教育実施専門部会が行う。
- (3) 教養教育オリエンテーションは、教養教育講義棟で行うことを原則とする。

5 初習外国語の決定方法に関する事項

- (1) 新入生の初習外国語の履修科目の決定は、教養教育オリエンテーション時に行う。
- (2) 受入可能人数を超過する初習外国語の科目については、選抜試験等により必要な調整を行うことがある。この場合において、選抜試験等の必要な調整は、教養教育実施専門部会の協力を得て関係教員が行う。